最終更新日：2016年2月16日
株式会社大光
代表取締役社長 金森　武
問合せ先：0584-89-7777
証券コード：3160
http://www.oomitsu.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ゴーイング・コンサーンとして価値ある成長を継続していくためには、健全な企業活動とコンプライアンスの徹底が重要であると考えております。そのために、経営における組織的な経営管理体制についてより一層の透明性と公正性が求められると考えており、経営目標達成に向けた経営監視の強化が極めて重要であると認識しております。このような認識のもと、当社は、平成27年８月19日開催の第65回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。社外取締役による監査・監督機能の強化は、健全な経営倫理を尊重する企業文化・企業風土の醸成に資するものと考えております。
また、将来にわたって継続的に発展していくためには、株主をはじめ様々なステークホルダーとの良好な関係を構築していくことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則1-2-4（議決権行使の電子化、招集通知の英訳）
現在の当社の株主構成においては、機関投資家比率、外国人株主比率ともに保有比率が低いことから、議決権行使の電子化や招集通知の英訳については、費用対効果の観点から実施する必要はないと判断しております。

原則3-1（情報開示の充実）
(1) 中期経営計画は、社内における経営目標として策定しており、公表は控えております。経営環境の変化が早く、中期的な経営環境が予期できない当業界においては、営業上の努力目標である数値を公表することは、却って株主・投資家の投資判断に誤解を生じさせ、当社の実情を見誤らせることにつながると判断しているためであります。
(2) 当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係を重要視しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むとともに、取締役会及び監査等委員会を軸として、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの強化・充実を目指します。
(3) 取締役の報酬については、会社の業績及び各個人の業務評価等をベースとした基準に基づき決定しております。また、取締役及び監査等委員に対する報酬の総額は、株主総会の決議によるそれぞれの報酬総額の限度内で取締役会の決議及び監査等委員会の協議により決定され、有価証券報告書及び定時株主総会招集通知に記載し、開示することとしております。
(4) 業務執行を行う取締役候補者は、業務実績、識見、能力を総合的に勘案して決定しております。
監査等委員候補者は、専門性と知見・識見を重視し、事業経営や法律等の各分野において高い専門知識や豊富な経験を有する者を監査等委員会の事前同意を得て決定することとしております。
(5) 上記方針に従い、取締役（監査等委員を含む）については、第65回定時株主総会招集ご通知に記載の経歴、各人の識見・人格等を総合的に判断し、当社役員に相応しい候補者を選定しております。

補充原則3-1-2（英語での情報開示・提供）
当社は、外国人株主の比率が低く、英語での情報開示・提供についてコストに見合う効果が見込まれないため、現状では実施を予定しておりません。

補充原則4-1-2（中期経営計画）
中期経営計画は、社内における経営目標として策定しており、公表は控えておりますが、実績との差異分析等を実施し、その結果は、次期以降の計画策定時に活用しております。

補充原則4-1-3（最高経営責任者等の後継者の計画）
当社は、後継者の計画を重大な問題点と考えており、今後取締役会及び経営会議を通じてグループ全体として適切に計画を立案し、実行していきたいと考えております。

補充原則4-2-1（中長期的な業績と連動する報酬割合等）
経営陣の報酬は、現在、現金報酬のみとなっておりますが、今後、中長期的な業績と連動する報酬制度等も視野に入れ、多面的に検討してまいります。

補充原則4-11-3（取締役会全体の実効性についての分析・評価）
当社の取締役会は、今後、年に１回以上取締役会全体の実効性について、各取締役による自己評価を含めた分析・評価を実施し、必要に応じてその概要を開示いたします。

原則5-2（経営戦略や経営計画の策定・公表）
当社は、中期経営計画を公表しておりませんが、長期の経営ビジョンにおいて、売上高経常利益率の目標を設定しております。会社本来の営業活動から生じた営業利益に、金融収支が加わった経常利益の売上高に対する比率を指標とすることにより、継続的な収益力の改善効果を測定し、経営判断を行うことが重要であると考えております。
また、売上高経常利益率を増加させていくことが、自己資本比率のみならず各種指標の改善につながるものと認識しております。業容拡大により、利益の拡大、自己資本の増加に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4（いわゆる政策保有株式）
当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合、取引先との関係強化やリターン等を勘案しつつ、業務上有益であるか否かを総合的に判

断し保有しております。また、定期的に投資の妥当性等を検証し、取締役会へ報告しております。
議決権行使については、発行会社の健全な経営に役立ち企業価値の向上が期待できるかどうか等を勘案した上で、適正に賛否を判断し行使しております。
なお、議決権行使の基準につきましては、「投資先企業の持続的発展に寄与するか、中長期的な企業価値の向上に資するか」の判断を行っております。

原則1-7(関連当事者間の取引)
関連当事者間の取引については、当社取締役会規程に基づき、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、社外取締役も構成員となっております取締役会において決議しております。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、毎年、関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施しております。上記調査により、関連当事者間の取引について網羅的に把握したうえで、取引の重要性に応じた手続きを行っております。

補充原則4-1-1(取締役会等の決定事項及び経営陣に対する委任の範囲)
当社は、取締役会規程、経営会議規程、決裁権限に関する規程を整備しており、取締役会、代表取締役社長、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、審議・決裁等に関する権限を明確に定めております。

原則4-8(独立社外取締役の有効な活用)
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たす資質を十分に備えた独立社外取締役を2名選任しております。

原則4-9(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社は、独自の独立性基準を策定しておりませんが、東京証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準を参考に独立性を判断することとしております。

補充原則4-11-1(取締役会のバランス・多様性及び規模に関する考え方)
当社は、取締役会の活性化を図る観点から、定款において監査等委員でない取締役の員数を12名以内、監査等委員である取締役を5名以内と定め、当社の業務に精通した「社内取締役」と社外における豊富な経験と知見を有する「社外取締役」とをバランスよく組み合わせて、取締役会全体としての知識・経験・能力を幅広く具備した構成となるよう、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成しております。なお、今後の取締役の選任にあたっては、引き続き従来の規模・考え方を踏襲しつつ、よりコーポレートガバナンスの充実に資する体制とすべく必要な見直しを行ってまいります。

補充原則4-11-2(他の上場会社の役員との兼務状況)
他の上場会社の役員との兼務については、当社職務に影響を与えない程度にとどめ、その兼務状況は、事業報告、有価証券報告書で毎年開示しております。

原則4-14(取締役・監査役のトレーニング)
当社の取締役については、各自が必要な知識の習得及び役割と責務の理解ができるよう、適宜外部の研修、セミナー等を受講できるように費用面も含め、支援する体制としております。特に新任取締役に対しては、日本監査役協会等が開催する新任取締役向け講習会の受講を促し、必要な知識等の理解促進に努めております。また、監査等委員である取締役については、コーポレートガバナンスの重要な一翼を担うべく、日本監査役協会が開催する講習会や勉強会に加えて、社外の交流会に参加し、監査等委員として必要な知識の習得及び監査等委員の役割と責務の理解促進に努めております。

原則5-1(株主との建設的な対話に関する方針)
当社のIR 活動においては、ポジティブまたはネガティブにかかわらず、タイムリーに透明性、正確性、一貫性のある情報を株主に提供することを基本姿勢としております。
当社では、代表取締役社長を中心として、経営企画室が担当部門となり、この基本姿勢に基づくIR 活動を積極的に推進しております。IR 活動に必要な情報は、各事業部門の他、管理本部内の各部署から情報を収集し取りまとめております。また、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、合理的な範囲内で真摯に対応し、対話を通じて株主から得られた要望等の情報の共有を図っております。
【IR 活動の内容】
・定時株主総会:年1回
・取材対応:四半期毎
・機関投資家向け説明会:年2回
・当社のウェブサイトを通じた情報発信:随時

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
金森　武	1,368,000	22.71
金森　久	594,000	9.86
大光従業員持株会	419,200	6.96
金森　智	360,000	5.97
株式会社大垣共立銀行	290,000	4.81
倭　雅美	146,000	2.42
株式会社トーカン	120,000	1.99
川崎　光義	90,000	1.49
株式会社十六銀行	80,000	1.32
大光取引先持株会	71,300	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

当社は自己株式100,004株を所有しておりますが、上記の大株主から除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	5 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉村　有人	公認会計士											○
前川　弘美	弁護士											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉村　有人	○	○	大垣ガス株式会社ほかの社外監査役を兼任しております。また、当社株式6,000株を保有しております。これ以外に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	公認会計士として財務、会計に関する専門的知識を有しており、財務、会計の専門家として、経営を監視できる立場にあると判断いたしました。また、同氏は、東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある事項に該当せず、高い独立性を有し、一般投資家保護の観点から期待される経営陣から独立した監視を遂行できるものと判断し、独立役員に指定しております。
前川　弘美	○	○	株式会社スペースの社外監査役を兼任しております。また、当社株式6,000株を保有しております。これ以外に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	弁護士として企業法務に関する専門的知識を有しており、法律の専門家として、経営を監視できる立場にあると判断いたしました。また、同氏は、東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがある事項に該当せず、高い独立性を有し、一般投資家保護の観点から期待される経営陣から独立した監視を遂行できるものと判断し、独立役員に指定して

				おります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち、社内取締役1名が常勤しているため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査人と定期的に情報や意見交換の実施並びに監査結果の報告を受けるほか、適宜会計監査人による監査に立ち会うなど、連携の強化を図っております。内部監査部門、監査等委員、会計監査人は、定期的な会合を含め、必要に応じ情報交換を行うことで相互の連携を高めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では取締役のインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、将来的に導入が有用であると判断した場合に備え、各種インセンティブについて情報収集を行ってまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年５月期
取締役に対する報酬等の総額　115,792千円（８名）

監査役（社外監査役を除く。）に対する報酬等の総額　12,500千円（1名）
社外役員に対する報酬等の総額　4,800千円（2名）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により、それぞれ区分して報酬限度額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、随時当社の従業員の中から適任者を配置することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会
当社の取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名及び監査等委員である取締役3名で構成され、定時取締役会が原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が業務執行状況やリスク状況の報告を定期的に行っております。

2. 監査等委員会
当社の監査等委員会は社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成され、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催され、取締役の職務執行に関して適法性や妥当性の観点から、監査及び監督を行っております。なお、社外取締役は、経営管理体制の透明性と公正性を確保するため、公認会計士及び弁護士を選任し、専門的視点の強化を図っております。
監査等委員会監査は、監査等委員会が定めた監査の基本方針、監査計画等に基づき実施しております。

3. 経営会議
経営会議は、原則として毎週1回開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員及び常勤の監査等委員である取締役が出席しております。経営会議においては、取締役会に提出する議案を審議しております。また、情報の共有化や活発な意見の交換を行うため、会社の経営全般に関する重要な事項、業務執行における成果と課題等が報告されております。

4. コンプライアンス委員会・リスク管理委員会
当社は、コンプライアンスの取扱いを定め、当社グループにおけるコンプライアンスの徹底と社会的な信用の向上を図ることを目的としてコンプライアンス規程を制定し、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。
コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程等の制定及び改廃に関する取締役会への付議、施行にあたり必要となるガイドライン・マニュアル等の作成及び通知並びにコンプライアンス教育の計画、管理、実施の決定及び見直し等を行うこととしております。
また、当社グループが認識するリスクを包括的に定義し、それらのリスク管理に関する基本的な方針及び方法を明確にし、リスク管理活動の適切な運営を行いつつ、経営の健全化をはかり、社会的信用の昂揚に資することを目的としてリスク管理規程を制定し、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。
リスク管理委員会は、リスク管理方針の策定と見直し、各部門のリスク評価・集約結果の審議、リスク管理の進捗状況の評価、全社で対応するリスクの対策の立案等を行うこととしております。

（内部監査及び監査等委員会監査の状況）
内部監査は、社長直属の内部監査室1名が担当し、内部監査計画に則って、業務の運営、財産の運用状況及び保全状況が、法令・定款・諸規程等に準拠しているか、経営方針に基づいて効率的かつ安全に実施されているか等を検証並びに評価及び問題点の改善方法の提言を行っております。
監査等委員会による監査は、監査等委員3名（うち、社外取締役2名）が行っております。全監査等委員は、取締役会・監査等委員会に出席し、監査等委員会規程・監査等委員会監査等基準に則って、取締役の業務執行状況・コンプライアンス・リスク管理等を含む内部統制システムの構築・運用状況の監査を行っております。常勤の監査等委員は、経営会議その他重要な会議への出席、諸会議議事録・稟議書類・各種報告書類等の閲覧、取締役及び社員から受領した報告内容の検証、業務及び財産の状況に関する調査等を行い、その結果については、監査等委員会において社外取締役に報告しております。
内部監査と監査等委員会監査の連携については、内部監査部門による監査結果の監査等委員への定期的な報告及び意見交換など、監査主体としての独立性を維持しつつ、監査の効率性・実効性を高めております。また、監査等委員は、会計監査人と定期的に情報や意見交換の実施並びに監査結果の報告を受けるほか、適宜会計監査人による監査に立ち会うなど、連携の強化を図っております。内部監査部門、監査等委員、会計監査人は、定期的な会合を含め、必要に応じ情報交換を行うことで相互の連携を高めております。

（会計監査の状況）
平成27年5月期
業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 水上圭祐
指定有限責任社員 業務執行社員 坂部彰彦
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 14名
その他 12名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会制度を採用し、常勤の監査等委員である取締役による日常的な監視・監査のほか、2名の社外取締役を含む3名で構成される監査等委員会が会計監査人及び内部監査部門と連携して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の遂行を監査する体制としております。この体制により適正なコーポレート・ガバナンスが確保できているものと考えていることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は8月としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算発表及び第2四半期決算発表後、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIRサイトを設け、決算短信、その他適時開示資料、会社説明会資料等の資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役社長をIR担当役員とし、社長直轄部署である経営企画室をIRに関する担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンスマニュアル」に遵守すべき行動規範を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページにて、IR情報等により各種情報の発信に取り組んでまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況
当社は、会社法第362条第４項第６号の定めに基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、当社としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制の確立に努めております。
監査等委員及び監査等委員会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性などに関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正に努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会及び経営会議は社内規程に基づき、議事録（電磁的記録を含む）を作成し、少なくとも10年間はこれを適切に保存、管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
全社的リスク管理体制の確立に努め、事業運営上のリスク管理については、担当部門ごとにリスクチェックを行っております。
不測の事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とする委員会を設置し、迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限にとどめることに努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
毎月１回招集する定時取締役会、必要に応じて臨時招集する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を妥当かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、毎週１回経営会議を開催し、取締役会に提出する議案のほか、会社の経営全般に関する重要な事項及び法令等に基づいて必要とされる事項の審議及び意思決定を行っております。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制の確立に努めるとともに、その実効性の確保に努めております。
内部監査室による内部監査により、不備があれば是正しております。

6. 会社並びにそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る報告の体制
当社グループ全体での内部統制強化の観点から、グループ会社に役員を派遣し、グループ会社の取締役会にて業務執行及び事業状況の報告を受けております。また、グループ会社管理規程に基づきグループ会社の取締役会承認事項が事前に当社の経営会議に報告されております。
(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループのリスク管理を担当するリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議し、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。
(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
当社は、グループ会社の自主性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正を確保するため、グループ会社管理規程に基づき、所管部門が指導を行うとともに、当社取締役等を派遣し、業務執行の監督及び監査を行っております。
(4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、グループ会社がコンプライアンスに関する規程を制定、改定する際に指導、助言を行っております。また、グループ会社を含めた全従業員にコンプライアンスマニュアルを配布し、遵守を徹底させております。
内部監査室は、グループ会社を内部監査の対象としております。

7. 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査等委員の職務を補助するため、監査等委員から求めがあるときは、随時当社の従業員の中から適任者を配置しております。

8. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員からの指示の実効性の確保に関する事項
前号の監査等委員の職務を補助する従業員にかかわる人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査等委員会の承認を得ることとしております。
監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役から指揮命令を受けないものとしております。

9. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員、子会社の取締役、監査役及び従業員が当社監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会規程の定めに従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明しております。
取締役及び従業員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はその恐れのある事項を発見した場合にあっては、監査等委員に対し速やかに当該事項を報告するものとしております。
監査等委員は、職務の執行にあたり必要となる事項について、取締役及び従業員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとしております。

10. 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当該報告をした通報者に対する不利益な扱いを禁止し、その旨を内部通報に関する規程に明記しております。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行に関して費用の前払等を請求したときは、当該費用等が職務執行に必要ないと認められる場合を除き、当該費用等を負担し、速やかに処理しております。

12. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査の実効性を確保するため、監査等委員が取締役、従業員、内部監査室及び監査法人との間で積極的な意見及び情報の交換をできるようにするための体制及び必要に応じ弁護士、公認会計士などの助言を受けることができる体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、当社は、反社会的勢力と一切の関係を断絶することを基本方針とし、コンプライアンス規程の制定、コンプライアンス委員会の設置を行い、コンプライアンスを経営方針として定め、コンプライアンス体制の確立に努めております。
反社会的勢力排除に向けた整備状況として、コンプライアンスマニュアルには、「反社会的勢力との関係断絶」の項目を設け、当社に属する全ての従業員に配布し啓蒙活動を行っており、全従業員が署名したコンプライアンス遵守の宣誓書を回収しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 当社の会社情報の適時開示の基本方針について
適時開示の基本原則は、(1)透明性(事実に即した情報を開示すること)、(2)機密性の確保と開示の適時性(機密情報の機密性確保と、適時・適切に開示すること)、(3)関連法令及び規則の遵守(「金融商品取引法」等の関連法令、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等を遵守すること)、(4)公正性(さまざまなステークホルダーに対し、情報が公正に伝播されるように開示すること)、であると考えております。
重要事実については、内部取引防止に関する規定において列挙し、適時開示の対象とすべき事実を明文化しております。
また、管理本部長を情報取扱責任者として任命し、情報取扱責任者を中心として、情報の集約化と情報の一元管理を徹底させております。情報取扱責任者は、決定事実、発生事実、決算情報について、その重要性を判断するとともに、所定の開示プロセスにしたがって、タイムリーディスクロージャーに留意してまいります。

2. 社内体制について
(1) 適時開示のための社内体制
適時開示に係る社内体制等は以下のとおりです。
・情報取扱責任者 管理本部長
・情報開示の主管部署 経理部

(2) 会社情報の適時開示について
会社情報の開示に際し、その内容により以下の体制をとってまいります。
・決定事実について
重要な決定事項については、情報取扱責任者に報告され、取締役会において適時開示の重要性の判断及び情報開示の要否検討を行い、取締役会の承認後、情報取扱責任者が開示を行ってまいります。

・発生事実について
各部門等において発生した事実については、速やかに情報取扱責任者及び取締役会に報告され、適時開示の重要性の判断及び情報開示の要否検討を行い、代表取締役社長もしくは取締役会の承認後、情報取扱責任者が開示を行ってまいります。

・決算情報について
経理部において作成された財務諸表及び決算情報は、情報取扱責任者に報告され、取締役会の承認後、適時開示を行ってまいります。

【コーポレート・ガバナンス体制：模式図】

